

一般社団法人 東京構造設計事務所協会

定 款

最終改正 令和元年6月14日

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人東京構造設計事務所協会（以下「本会」）と称する。

2 本会の英文は、Association of Structural Design Office とし、略称を「ASDO」とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、構造設計事務所が、業務の進歩改善と事務所の健全な発展を目指すと共に、会員相互の支援、交流、連絡その他のその会員に共通する利益を図る活動を行うことにより、建築設計業界及び社会への貢献に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 構造設計事務所の社会的地位の確保。
- (2) 構造設計及び工事監理等の業務に関する調査研究。
- (3) 構造設計事務所の経営管理に関する調査研究。
- (4) 業務及び経営に関し、官公庁並びに関係諸団体との交流と建議。
- (5) 会員及びその所員の親睦、並びに福利厚生の上向。
- (6) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員種別は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 構造設計及び工事監理を主たる業務として事務所を開設している主宰者、又はそれに準ずる立場の者であり、かつ、一級建築士の資格を有する者若しくはそれと同等と認められる者。
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する者。

(3) 特別会員 本会の事業に賛同並びに理解をし、後援又は協力してくれるために、理事が特に推薦した者で理事会の承認を得た者。

(4) その他の会員は細則で定める。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人」という）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書にその旨を記載して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本会の会員は、総会の決議により別に定める入会金並びに会費を納入しなければならない。

2 会員が、すでに納入した入会金並びに会費と、その他の拠出金品等は、これを返還しない。

(退 会)

第8条 本会の会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に本会对し、退会の予告をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 第5条第1項各号に掲げる会員種別のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 前条に掲げる退会の申し出があったとき
- (3) 正会員全員の同意があったとき
- (4) 死亡又は解散
- (5) 除名
- (6) 会費を2年以上滞納したとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、正会員においては、総会の決議により、特別会員及び賛助会員においては、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の総会の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 正会員を除名しようとするときは、その会員に対し、第1項の総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができる。

(開 催)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。ただし、あらかじめ理事会において選任することができる。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第49条第2項に定める決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略等)

第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

第5章 役員

(種別)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長、2名以上を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

2 会長は本会を代表し、業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 会長の任期は2期を上限とする。ただし、総会の承認を得た場合はこの限りでない。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事又は監事の任期の満了する時までとする。
 - 5 増員により選任された理事の任期も前項と同様とする。
 - 6 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第26条 理事及び監事は、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の議決を得て、解任することができる。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。）の額及びその支給の時期は、総会の決議により定める。

第6章 理 事 会

(構 成)

- 第28条 本会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

- 第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4) 細則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定

(招 集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略等)

第33条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（ただし、法人第91条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印することを要する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会及び事務局)

第35条 本会の事業の円滑な運営を図るために必要があるときは、委員会及び事務局を置くことができる。

- 2 委員会及び事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、細則に定める。

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第36条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第37条 基金は、本会が解散するときまでは返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の返還については、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時総会の決議を経た後、清算人の過半数による決議が決定したところに従って返還する。

第9章 資産及び会計

(経費)

第39条 本会の経費は、入会金及び会費並びに寄付金その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配の制限)

第41条 本会は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項の総会の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が解散するときは、残余財産は、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人に帰属する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 本会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

省略

(設立時理事)

第48条 本会の設立時理事は、次に掲げる者とする。

省略

(設立時監事)

第49条 本会の設立時監事は、次に掲げる者とする。

省略

(委 任)

第50条 定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により細則に定める。

(準拠すべき法律)

第51条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人東京構造設計事務所協会を設立するため、設立時社員全員の定款作成代理人である司法書士靱木哲は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。